

座間市 部活動地域展開 地域スポーツ団体・文化団体向け説明会

座間市教育委員会（教育指導課・生涯学習課） 座間市（スポーツ課）

座間のこどもたちの 未来のために

～みんなで創る、
新しい地域のクラブ活動～

座間市教育委員会（教育指導課・生涯学習課）
座間市（スポーツ課）



CHAPTER 00

0. 流れ

本日の流れ

0. 流れ

1. なぜ今、展開が必要なのか
2. 子どもたちが本当に望んでいること
3. 持続可能な活動機会を確保する
4. いつ、何が行われるのか
5. 新しいクラブが目指す姿
6. 認定制度について
7. 今後について

CHAPTER 01

1. なぜ今、展開が必要なのか

～学校部活動の現状と課題～

少子化の急速な進行による部活動維持の限界

座間市の児童生徒数

約45% 減少

昭和58年(1983年度): 16,555人



令和4年(2022年度): 9,169人

令和8年(2026年度): 8,663人

これからの20年でさらに
24%減少と推計

部活動が直面する課題

- 単独でチームが組めない
※部員数減少による合同部活動
- 部員数減少等による「一部種目の廃止」（男子バレー部、柔道部など）
- 「やりたいスポーツ・活動が自分の学校にない」状況

教員の負担と、教育活動への影響

教員の献身に依存する構造

- 土日も含めた「長時間勤務」の常態化
- 「専門外・未経験」の部活指導への精神的負担
- 授業準備や子どもたちと個別に向き合う時間の減少

→ 教員の負担を減らすことで、子どもたちへの教育の質の維持・向上につなげます。



部活動地域展開とは

学校部活動 から



地域クラブ へ展開

地域のスポーツ・文化団体や地域指導者・指導を望む教員等が主体となつて行う活動へ



学校部活動と地域クラブの主な違い

比較項目	学校部活動	地域クラブ
位置づけ	学校教育の一環（人間形成・仲間作り）	生涯学習活動の一環（スポーツ・文化活動）
運営主体	学校・市区町村教育委員会	民間事業者等
指導者	主に当該校の教員	専門コーチ・有資格者・地域有志・民間等
対象者	当該校の生徒	地域の生徒（他の世代と一緒に参画する場合も含む）
活動単位	学校単位	同じ学校に限らない
活動場所	学校施設	学校施設 公共のスポーツ・文化施設等
保険体制	日本スポーツ振興センター（災害共済給付）	スポーツ安全保険・民間保険等に個別加入

CHAPTER 02

2. 子どもたちが本当に望んでいること

～アンケートから見えてきた、子どもたちの多様な思い～

アンケートから見た、学校部活動の枠に収まらない興味 方針p.4

子どもたちが「やってみたい」 地域クラブ

学校の既存部活にない種目や、設置校が少ない活動に、高い関心が寄せられています。地域展開によって、子どもたちの「やってみたい」夢を広げ、選択肢を増やすことができます。



順位	やりたい種目(アンケート結果上位)
第1位	ダンス (613人)
第2位	料理・手芸 (590人)
第3位	美術・絵画・陶芸 (533人)
第4位	バドミントン (523人) ※相模中、西中の2校のみ
第5位	吹奏楽・オーケストラ (479人) ※次いで、サッカー、バスケットボール、バレーボール、eスポーツなど

競技志向と、レクリエーション志向の共存

児童生徒が地域クラブに期待すること

【中学生の期待】

- 大会で勝ちたい（41.5%）
- 専門的な指導を受けたい（34.2%）
- たくさんの人と友だちになりたい（32%）
- 休みが増えてほしい（31.9%）

【小学生の期待】

- たくさんの人と友達になりたい（34.7%）
- 体力やレベルに合ったクラブが選べる（28.9%）

→ 一つの種目にとらわれないマルチスポーツなども展開し、
「自分に合った居場所」の確保を目指したい。



CHAPTER 03

3. 持続可能な活動機会を確保する

～座間市部活動地域展開基本方針～

座間市部活動地域展開の基本理念と方針

1. 休日の部活動から段階的に展開

急激な変化による混乱を防ぐため、まずは休日から展開を始めます。
※平日の部活動は当面の間、学校で継続します。

2. 生徒が主体的に選択できる柔軟で多様な活動

競技志向・レクリエーション志向、文化芸術、伝統芸能、ボランティア活動など、
生徒のニーズに応じた多様な地域クラブを検討します。
シーズン制・体験型・複数種目選択など柔軟な参加形態を検討します。

3. 持続可能な運営体制の構築

学校、家庭、地域、行政が一体となって連携・協働を図り、将来にわたってのび
のびとスポーツ・文化芸術に親しめる環境を築きます。

CHAPTER 04

4. いつ、何が行われるのか

～座間市の今後のスケジュール～

今後の休日の地域展開スケジュール

Step 1

令和8年度
準備と募集

- ・部活動地域展開コーディネーター配置
- ・説明会、周知活動
- ・運営団体の決定
- ・クラブ、指導者認定制度の構築

Step 2

令和9年度
休日先行スタート

- ・先行種目の休日地域クラブ活動を開始
(3年生引退後9月～)
- ・課題の抽出と検証

Step 3

令和10年度
拡大期

- ・追加種目の休日地域クラブ活動を開始
(3年生引退後9月～)

Step 4

令和11年度
休日完了目標

- ・中間評価の実施
- ・課題への対応、検討
- ・休日地域展開の完全完了を目標に

今後の具体的なスケジュール

Step 1

令和8年
9月～3月

説明会の実施

- ・スポーツ文化団体向け
- ・児童生徒向け
- ・保護者向け
- ・教職員向け
- ・種目別作業部会

Step 2

令和9年
5月頃～

先行種目

申請認定スタート

- ・申請の受付開始
- ・活動場所の予約
- ・学校との連携

Step 3

令和9年
9月～

先行種目

休日活動スタート

- ・先行種目の実施
- ・合同部活動の検討

CHAPTER 05

5. 新しいクラブが目指す姿

～期待される取組と運営体制～

座間市認定地域クラブ活動に期待される取組

学校部活動の教育的意義を継承

- 生徒が主体的に参加する活動であること
- 生涯にわたってスポーツ・文化芸術を楽しむ資質・能力を育てること
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できること

期待される新たな価値の創出

- 複数種目に取り組む「マルチスポーツ」や柔軟な活動
- 地域の様々な人、幅広い世代との豊かな多世代交流
- 専門的な指導者による「安全で良質な指導」
- 生徒の個性や得意分野を尊重し、育む体制
- 中学3年生も秋以降継続できる「引退のない活動」

持続可能な運営の確保

管理統括のメリット

【運営団体（民間事業者等を想定）】

個別の実施主体（クラブ活動）を管理・サポート・統括する体制



個別クラブ A



個別クラブ B



個別クラブ C

CHAPTER 06

6. 認定制度について

地域クラブ活動に関する7つの認定要件

【管理体制・ルール（①～④）】

① 教育的意義を継承・発展させた活動であること

※生徒が身近な地域で、希望する活動に主体的に参加できる

※豊かで幅広い活動機会の保証

選抜の禁止、マルチスポーツ、引退のない活動、
多世代交流など

地域クラブ活動に関する7つの認定要件

22

【管理体制・ルール（①～④）】

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

※ 週 1 1 時間以内 休日（土日祝日） 3 時間・平日 2 時間

	月	火	水	木	金	土	日
休日 展開	休養日	部活動 2 時間	部活動 2 時間	部活動 2 時間	部活動 2 時間	休養日	地域クラブ 3 時間
平日 展開	休養日	地域クラブ 2 時間	地域クラブ 1・5 時間	地域クラブ 1・5 時間	休養日	地域クラブ 3 時間	地域クラブ 3 時間

地域クラブ活動に関する7つの認定要件

【管理体制・ルール（①～④）】

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※ 一律にするかクラブごとかは検討中

※ 国が示す目安を踏まえる（月3000円程度を想定）

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

※ 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等不適切行為の防止を徹底

※ 座間市が指定する研修を受講し、認定された指導者による指導

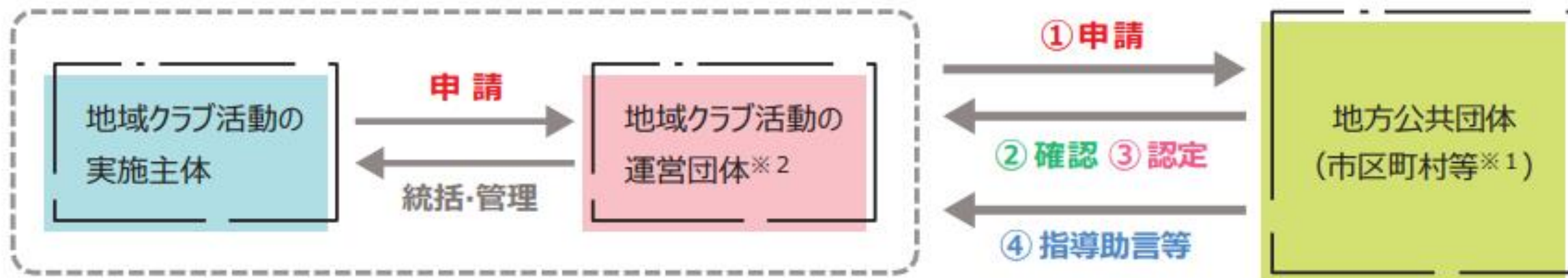
地域クラブ活動に関する7つの認定要件

【安全・運営・学校連携（⑤～⑦）】

- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - ※ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動
 - ※ WBGT（31で原則中止）
 - ※ 緊急時の連絡体制の構築
 - ※ 参加者及び指導者の保険の加入（必須）
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
 - ※ 団体の目的や役員選任等を規約の作成・公表、営利を主目的とせずに運営
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること
 - ※ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

6. 認定制度について

座間市認定地域クラブ活動の申請について(仮)



- ① 地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）
- ② 地方公共団体による**確認**（必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施）
- ③ 地方公共団体による**認定**
- ④ 地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

※1 基本的に市区町村等が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施。国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合を含む）については、認定したものとみなす。

※2 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定。

座間市認定地域クラブ活動の申請について(仮)

<認定地域クラブになったら>

- 1 学校施設の優先利用
- 2 ポータルサイトやアプリ等での発信・生徒募集支援
- 3 中学校体育連盟の大会への出場(種目による)

CHAPTER 07

7. 今後について

今後について

<実施予定>

- ・子ども意見聴取 ワークショップの開催
 - ・説明会
 - ・実証事業としての地域クラブ体験会
- 等

<現在検討中>

- ・運営団体
- ・指導者の登録方法
- ・クラブ、指導者の認定期間
- ・参加費、謝礼の金額
- ・学校備品の貸し出し

※決まり次第、HPや説明会等でお知らせします。

みんなで力を合わせて 子どもたちのために。

部活動改革は、皆様の温かいご協力なしには
決して実現できません。

子どもたちの笑顔と挑戦のために
スポーツ・文化芸術活動の充実のために
新しい放課後・休日のカタチを
一緒に創り上げていきましょう！

